

竹本真一さん ボーナスカット本人訴訟（BC本人訴訟） 第1回口頭弁論開始！！

4月15日13時10分から大阪地裁第808号法廷にて労働審判から自動的に本訴へと移行し、あえて「闘う決意」を意思表示された竹本さんの第1回口頭弁論が開始され、法廷で会社がボーナスカットで指摘した日時、管理者の名前などまったく明らかにすることなしにボーナスカットされたこと、そして60歳以降の雇用において64歳までの雇用制限及び「専任V」の適用を受けたことに対する不満と怒りを力強く正々堂々と意見陳述されました。

今回、竹本さんの意見陳述そのものを「分会情報交差点」で載せ、多くの皆さんに竹本さんの思いを明らかにします。

意見陳述その1

本日は意見を述べる機会を与えていただきありがとうございます。

私は、現在東海旅客鉄道株式会社の社員として新幹線の電車運転士をしています。私は、平成25年6月28日支給の夏季手当において会社から不当にも5%の減額を受けました。会社からは5%減額した理由や減額したことは一切告げられませんでした。私は、減額される覚えが全くなく、会社から減額されたことに対して驚愕するとともに、激しい怒りを覚えました。そのことに気づいた私は、直ぐに夏季手当の諸給与振込通知書を渡した北野助役に減額理由を聞きましたが、北野助役からは「総合的判断だと聞いている」と答えるだけで何ら具体的な理由は一切教えてもらえませんでした。

納得できない私は、即日会社に苦情処理申告をしました。しかし、会社は私の苦情申告に対して苦情処理会議の中で、具体的な日付や注意・指導した管理者の名前は一切明らかにしようとはせず、注意・指導した内容の10件だけを抽象的に回答をしました。また、中央苦情処理会議においても同じ内容でした。

会社の対応に納得できない私は、会社が何ら具体的な減額理由を明らかにしない中、減額の具体的な理由を知りたいためと、減額された金額の返還を求めてやむをえず、大阪地方裁判所に労働審判の申立をしました。・・・

～「意見陳述その2」に続く～